

町税はまちづくりの大切な財源

税の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく町税は、福祉・教育など生活を支える身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

納期限を過ぎると、督促手数料100円が加算された督促状が発送されます。また、納期限内に納付された人との公平性を保つため、法律によって定められた延滞金を納めていただくことになります。

納期限を過ぎても納めていない町税がある人は、早めに納付するようお願いします。

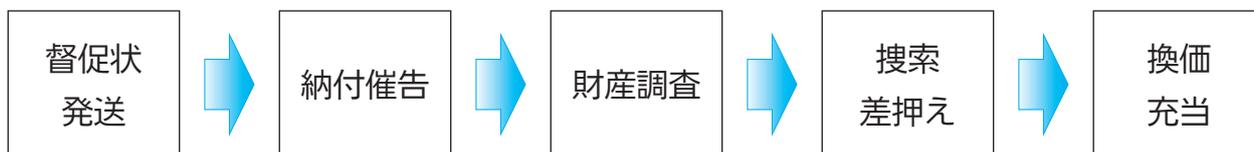
平成31年度(令和元年度)町税納期一覧表

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税 (普通徴収)			第1期 全期		第2期		第3期			第4期		
固定資産税		第1期 全期		第2期					第3期		第4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	

※納期限は各納期月の末日(12月のみ26日)です。ただし、金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。

■税金を滞納したままにすると…

督促状を発送した日から起算して、10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法の規定により、差押えなど強制徴収による滞納処分を行います。



- ・ご自宅への訪問や、電話・文書による催告を行います。
- ・勤務先(取引先)に連絡し、収入の調査をします。
- ・預貯金や生命保険、その他財産の調査をします。
- ・予告なく差押えになる場合もあります。
- ・ご自宅の搜索を行い、財産をその場で差押えます。
- ・差押えた財産は、完納されるまでお返しできません。

【参考】
昨年度、差押えを行った件数
47件

やむを得ない事情で一時的に納期限内納付が困難な場合でも、納付相談のないまま滞納の状態が続くと財産差押など滞納処分の対象となります。

■納付が困難なときは…

納期限内に納付が難しい場合は、税務課までご連絡ください。生活状況などを聞き取ったうえで、今後の納付計画について一緒に相談します。ただし、虚偽の申告や納付計画を守らない場合は滞納処分を行います。

- ・病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない事情がありませんか？
- ・多重債務などで困っていませんか？

差押えられてからでは遅いので、お早めにご相談ください。